

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
常任理事 宮城政剛



疑義解釈資料の送付について（その30）

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「疑義解釈資料の送付について（その30）」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

関係文書は当会ホームページ（新着情報→各種情報提供）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖医発第998号
令和7年10月28日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 平安 明

疑義解釈資料の送付について（その30）

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせいたします。

本件は、疑義解釈資料の送付について（その30）の通知となっております。

厚生労働省より、令和6年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について（その30）」が発出されております。

詳細については別添をご確認ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴会会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

● 疑義解釈資料の送付について（その30）

（令和7年10月21日（日医発第1206号）（保険））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会保険課：赤嶺
TEL:098-888-0087 FAX:098-888-0089
hokenka@okinawa.med.or.jp

（別添）

医科診療報酬点数表関係

【総合入院体制加算及び急性期充実体制加算】

問1 区分番号「A200」総合入院体制加算及び区分番号「A200-2」急性期充実体制加算の施設基準における「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」とは、具体的にはどのようなことを指すのか。

（答）「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」ことについては、調剤点数表の特別調剤基本料における考え方と同様である。具体的には、次の①から④までのいずれにも該当しない場合を指す。

- ① 保険医療機関が当該保険薬局と不動産の賃貸借取引関係にある場合
- ② 保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を当該保険薬局が利用して開局している場合
- ③ 保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している場合
- ④ 当該保険薬局が保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局している場合なお、①から④までの詳細については、調剤点数表の特別調剤基本料に係る規定を参照すること。

ただし、総合入院体制加算及び急性期充実体制加算の施設基準においては、病院が特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係があれば、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合でも、「特定の保険薬局との間で不動産取引等その他の特別な関係がない」に該当しない。

これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和４年３月３１日事務連絡）別添１の間 61 は廃止する。

（参考）調剤基本料の施設基準通知（抄）

第 88 の 4 特別調剤基本料 A

2 特別調剤基本料 A の施設基準に関する留意点

（２）「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」とは、次の アからエまでのいずれかに該当するものであること。ただし、当該保険薬局の所在する建物内に診療所が所在している場合は、ここでいう「保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している保険薬局」には該当しない。

ア 当該保険医療機関と不動産の賃貸借取引関係にある保険薬局である場合

イ 当該保険医療機関が譲り渡した不動産（保険薬局以外の者に譲り渡した場合を含む。）を利用して開局している保険薬局である場合

ウ 当該保険医療機関に対し、当該保険薬局が所有する会議室その他の設備を貸与している保険薬局である場合

エ 当該保険医療機関から開局時期の指定を受けて開局した保険薬局である場合

【診療録管理体制加算】

問 2 「A207」診療録管理体制加算の施設基準において、「専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること。また、当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年 1 回程度、定期的に必要な情報セキュリティに関する研修を行っていること。」とあるが、厚生労働省委託事業として運営される「医療機関向けセキュリティ教育支援ポータルサイト（MIST <https://mist.mhlw.go.jp/>）」上で提供される研修に職員を参加させた場合は、ここでいう「情報セキュリティに関する研修を行っていること」に該当すると考えてよい。

（答）該当する。MIST で提供される研修には、一般職員向けの「初学者等向け研修」、経営層向けの「経営者向け研修」、システム担当者向けの「システム・セキュリティ管理者向け研修」等があり、対象者に応じて適切に活用すること。

なお、e-learning により研修を実施する場合は「疑義解釈資料の送付について（その１）」（令和４年３月３１日事務連絡）別添１の間 257 について留意すること。

【医療安全対策加算】

問 3 「A234」医療安全対策加算 1 の施設基準において「専従の看護師、薬剤師その他の医療有資格者が医療安全管理者として配置されていること」とされているが、この専従の医療安全管理者が、「A234-5」報告書管理体制加算の施設基準における「報告書確認対策チーム」が月 1 回程度開催する報告書管理の評価に係るカンファレンスに構成員として参加することは、施設基準通知の 1 の（２）に規定する医療安全管理者の業務に該当するか。

（答）該当する。